

空幕運第493号例規
24. 11. 13

改正 空幕運第301号例規
29. 6. 16

改正 空幕運第451号例規
令和4年12月14日

全部隊長

(第1、第2、第3、第4

移動通信隊長、各地方警務 殿

隊長を除く。)

全機関の長

航空幕僚長

飛行計画書及び飛行気象予報紙の様式及び記入要領等について (通達)

標記について、航空機の運航に関する達 (平成19年航空自衛隊達第29号) 第65条第2項及び第72条第7項の規定に基づき、下記のとおり定めたので、24. 11. 15からこれによらるたい。

なお、飛行計画書及び飛行気象予報紙の様式及び記入要領等について (通達) (空幕運第308号60. 11. 11) (航空自衛隊報第572号掲載) は、24. 11. 14限り廃止する。

記

1 様式

(1) 飛行計画書

別紙様式第1のとおり。

(2) 局地飛行計画書

別紙様式第2のとおり。

分類番号：C-20-090

保存期間：10年

保存期間満了時期：2023. 3. 31

作成年度：2012年度

枚 数：19枚

開示判断：開示

- (3) 飛行気象予報紙
別紙様式第 3 のとおり。

2 記入要領等

- (1) 飛行計画書及び局地飛行計画書
別紙第 1 のとおり。
- (2) 飛行気象予報紙
別紙第 2 のとおり。

- 添付書類： 1 別紙第 1 「飛行計画書等の記入要領」
2 別紙第 2 「飛行気象予報紙の記入要領等」
3 別紙様式第 1 「飛行計画書」
4 別紙様式第 2 「局地飛行計画書」
5 別紙様式第 3 「飛行気象予報紙」

配布区分：防衛政策局訓練課長、防衛大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長

飛行計画書等の記入要領

1 共通事項

(1) 文字等

飛行計画書及び局地飛行計画書に用いる文字等は、次のとおりとする。

ア 文字は、アルファベットの大文字とし、字体は活字体とする。

イ 数字は、アラビア数字とする。

ウ 原則として、英文で記入する。

(2) 時刻

飛行計画書及び局地飛行計画書に記入する時刻は、協定世界時（UTC）とし、分の単位までを 4 桁の数字で記入する。

2 飛行計画書の各項の記入要領

(1) 基地

飛行計画書を提出する飛行場名を記入する。

(2) 機番号

機番号又は登録番号を省略しないで記入する。編隊の場合は、編隊長機の番号を記入する。

(3) 日付

日本標準時による年月日を記入する。

(4) 優先順位、送付先、受付時刻、発信機関及び記事

航空支援集団司令官の定めるところにより、飛行管理員が記入する。

(5) 第 7 項 航空機識別

7 文字以内の英数字（「－」、「／」等の記号は使用してはならない。）で記入する。
当該航空機の無線呼出符号が 7 文字以下の場合は、当該無線呼出符号を記入し、
当該航空機の無線呼出符号が 7 文字を超える場合は、7 文字以内で当該航空機の
識別ができるように省略したものを記入し、第 18 項の「その他の情報」に「C
ALL＝」及びそれに続けて省略しない当該航空機の無線呼出符号を記入する。

例 1：BANDO ALFA → BANDALF

例 2：JAPANESE AIR FORCE → JF

(6) 第 8 項 飛行方式及び飛行の種類

ア 飛行方式

該当する次に掲げる記号を記入する。

なお、「Y」又は「Z」を記入した場合は、第 15 項の「経路等」に飛行方式
を変更する地点を記入する。

I IFRで飛行する場合

V VFRで飛行する場合

Y IFRで出発し、飛行中に飛行方式を1回以上変更する場合

Z VFRで出発し、飛行中に飛行方式を1回以上変更する場合

イ 飛行の種類

該当する次に掲げる記号を飛行方式記号の次に記入する。

なお、「G」又は「X」を記入した場合は、第18項の「その他の情報」に「MSN＝」及びそれに続けて飛行目的を記入する。

G 航空機使用事業に係る飛行、訓練飛行、試験飛行、空輸及び自家用機の行う飛行

M 自衛隊機及び軍用機の行う飛行

X その他の飛行

(7) 第9項 航空機の数及び型式並びに後方乱気流区分

ア 航空機の数

編隊飛行を行う場合は、その機数を記入する。

イ 航空機の型式

(ア) 「ICAO AIRCRAFT TYPE DESIGNATORS (DOC 8643)」に指定する航空機の型式略号（以下「航空機型式略号」という。）（同一型式による編隊飛行を行う場合は、航空機の数の上に当該航空機に係る航空機型式略号）を記入する。

(イ) 当該航空機が航空機型式略号の指定を受けていない航空機である場合又は異なる型式の航空機により編隊飛行を行う場合は、「ZZZZ」を記入し、第18項の「その他の情報」に「TYP／」及びそれに続けてその型式を記入する。

ウ 後方乱気流区分

航空機の型式の上に「／」及びそれに続けて該当する次に掲げる記号を記入する。

なお、異機種による編隊飛行を行う場合は、最大離陸重量の重い航空機が該当する記号を記入する。

H 最大離陸重量が136,000kg（300,000ポンド）以上の航空機

M 最大離陸重量が7,000kg（15,500ポンド）を超え、136,000kg（300,000ポンド）未満の航空機

L 最大離陸重量が7,000kg（15,500ポンド）以下の航空機

(8) 第10項 無線設備等装備の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機的能力

ア 無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能並びに当該航空機的能力

(ア) 該当する次に掲げる記号を記入する。

N 航空法（昭和27年法律第231号）の規定により装備が義務付けられている使用可能な無線設備の一部又は全部を装備していない場合

S 航空法の規定により装備が義務付けられている使用可能な無線設備を装備している場合

(イ) (ア) により記入した「N」又は「S」に続けて、使用可能な搭載機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力に該当する次に掲げる記号を記入する。

- A GBAS 着陸システム
- B LPV (APV with SBAS)
- C LORAN C
- D DME
- E1 FMC WPR ACARS
- E2 D-FIS ACARS
- E3 PDC ACARS
- F ADF
- G GNSS
- H HF 無線電話
- I 慣性航法装置
- J1 CPDLC ATN VDL モード2
- J2 CPDLC FANS 1/A HF DL
- J3 CPDLC FANS 1/A VDL モードA
- J4 CPDLC FANS 1/A VDL モード2
- J5 CPDLC FANS 1/A SATCOM (INMARSAT)
- J6 CPDLC FANS 1/A SATCOM (MTSAT)
- J7 CPDLC FANS 1/A SATCOM (Iridium)
- K MLS
- L ILS
- M1 ATC SATVOICE (INMARSAT)
- M2 ATC SATVOICE (MTSAT)
- M3 ATC SATVOICE (Iridium)
- O VOR
- P1 CPDLC RCP 400
- P2 CPDLC RCP 240
- P3 SATVOICE RCP 400
- R PBN 航行の許可
- T TACAN
- U UHF 無線電話
- V VHF 無線電話
- W RVSM 航行の許可
- X MNPS 航行の許可

Y 8. 33kHz チャンネル間隔能力を有するVHF

Z その他搭載機器又は能力

注：1 外国FIRを航行する場合であって「S」を記入したときは、「L」、「O」及び「V」の記号は省略することができる。

2 「G」を記入した場合は、第18項の「その他の情報」に「NAV／」及びそれに続けてGNSS補強の種類を記入する。

3 「R」を記入した場合は、第18項の「その他の情報」に「PBN／」及びそれに続けて適用可能なPBNの種別を記入する。

4 「Z」を記入した場合は、第18項の「その他の情報」に「COM／」、「NAV／」又は「DAT／」及びそれに続けて当該機器の名称又は能力を記入する。

イ 監視機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力

使用可能な搭載監視機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力に該当する次に掲げる記号を20文字以内で記入する。

N 監視機器を搭載していない場合又は使用不能の場合

A トランスポンダーモードA／3（4096コードのもの）を搭載している場合

C トランスポンダーモードA／3（4096コードのもの）及びモードCを搭載している場合

E トランスポンダーモードS（航空機識別、気圧高度及び拡張スキッタ（ADS-B）の性能を有するもの）を搭載している場合

H トランスポンダーモードS（航空機識別、気圧高度及び発展型監視の性能を有するもの）を搭載している場合

I トランスポンダーモードS（航空機識別の性能を有し、気圧高度の性能を有しないもの）を搭載している場合

L トランスポンダーモードS（航空機識別、気圧高度、拡張スキッタ（ADS-B）及び発展型監視の性能を有するもの）を搭載している場合

P トランスポンダーモードS（気圧高度の性能を有し、航空機識別の性能を有しないもの）を搭載している場合

S トランスポンダーモードS（航空機識別及び気圧高度の性能を有するもの）を搭載している場合

X トランスポンダーモードS（航空機識別及び気圧高度の性能を有しないもの）を搭載している場合

B1 ADS-B（専用周波数1090MHzのADS-B「OUT」の性能を有するもの）を搭載している場合

B2 ADS-B（専用周波数1090MHzのADS-B「OUT」及び「IN」の性能を有するもの）を搭載している場合

U1 ADS-B（UAT（ユニバーサル・アクセス・トランシーバー）を使

用した「OUT」の性能を有するもの)を搭載している場合

U2 ADS-B (UATを使用した「OUT」及び「IN」の性能を有するもの)を搭載している場合

V1 ADS-B (VDLモード4を使用した「OUT」の性能を有するもの)を搭載している場合

V2 ADS-B (VDLモード4を使用した「OUT」及び「IN」の性能を有するもの)を搭載している場合

D1 ADS-C (FANS1/Aの性能を有するもの)を搭載している場合

G1 ADS-C (ATNの性能を有するもの)を搭載している場合

注: 1 上記以外の監視機器を搭載している場合は、第18項の「その他の情報」に「SUR/」及びそれに続けて監視機器の名称を記入する。

2 RSPが適用可能な場合は、第18項の「その他の情報」に「SUR/」及びそれに続けてRSPの種別を記入する。

(9) 第13項 出発飛行場及び移動開始時刻

ア 出発飛行場

その所在地を示すICAO4文字地点略号(以下「地点略号」という。)を記入する。ただし、地点略号の指定がない場合は、「ZZZZ」を記入し、第18項の「その他の情報」に「DEP/」及びそれに続けて飛行場名等を記入する。

イ 移動開始時刻

出発飛行場の次に記入する。

(10) 第15項 経路等

ア 巡航速度

次に定めるところにより、最初の巡航速度を真対気速度(TAS)により記入する。

(ア) ノットにより表示する場合は、「N」及びそれに続けて当該ノット数を4桁の数字で1の位まで記入する。

(イ) マック数により表示する場合は、「M」及びそれに続けて当該マック数を3桁の数字で小数点第2位まで記入する。ただし、小数点の記入は省略する。

(ウ) キロメートル毎時により表示する場合は、「K」に続けて当該キロメートル毎時数を4桁の数字で1の位まで記入する。

注: (ウ)は、福岡FIRにおいて適用されない。

イ 巡航高度

(ア) 巡航高度を定めて飛行する場合、次に定めるところにより、巡航速度に続けて最初の巡航高度を記入する。

a フィートにより表示しなければならない場合は、次のいずれかによる。

(a) フライトレベルで表示する場合は、「F」に続けて当該フィート数を3桁の数字で記入する。

(b) アルティチュードで表示する場合は、「A」に続けて当該フィート数を

3桁の数字で100フィートの単位まで記入する。

- b メートルにより表示しなければならない場合は、次のいずれかによる。
 - (a) スタンダードメトリックで表示する場合は、「S」に続けて当該メートル数を4桁の数字で10メートルの単位まで記入する。
 - (b) アルティチュードで表示する場合は、「M」に続けて当該メートル数を4桁の数字で10メートルの単位まで記入する。

注：bは、福岡FIRにおいて適用されない

- (i) 特定の高度を定めずVFRで飛行する場合は、「VFR」と記入する。

ウ 経路

- (ア) 地点等の表示をしなければならない地点

経路を表示する場合において、地点等の表示をしなければならない当該経路上における地点（以下「表示地点」という。）は、次のとおりとする。

- a 航空路、洋上転移経路その他の経路（AIP等で公示されたものに限る。以下「ATS経路」という。）への進入点（出発飛行場を除く。）
- b ATS経路から他のATS経路へ飛行する場合は、それらの交差点
- c ATS経路からの離脱点
- d 巡航速度（TASを5パーセント以上又はマック数を0.01以上変更する場合に限る。）、巡航高度又は飛行方式の変更点
- e 経路変更点及び原則として飛行時間が30分又は距離が200海里を超えない地点（ATS経路外を飛行する場合に限る。）
- f 民間訓練試験空域（民間訓練試験空域で訓練試験飛行等を行う場合に限る。ただし、この場合にあつては、空域名を記入することで足りる。）
- g ATS経路外を飛行する場合であつて、ATS当局から要求された場合は、北緯70度以南及び南緯70度以北の空域を飛行するときは、経路を経度は10度間隔、緯度は赤道から南北に30分ごとに区切った地点、北緯70度以北及び南緯70度以南の空域を飛行するときは、経路を経度は20度間隔、緯度は赤道から南北に30分ごとに区切った地点

なお、これらの場合、各地点間の距離はできる限り、1時間の飛行時間を超えないものとする。また、必要と認められる場合は地点を追加することができる。

注：gは、福岡FIRにおいて適用されない。

- (イ) 表示地点の表示方法

- a AIP等において位置通報点、航空保安無線施設等（以下「特定地点」という。）の記号が公示されている場合は、当該記号を記入する。
- b AIP等において、特定地点の記号が公示されていない場合は、次のいずれかによる。
 - (a) 緯度及び経度で表示する場合は、緯度を表す数字（原則として4桁の数字で分の単位まで表示する。）及び北緯を示す記号「N」又は南緯を示す

記号「S」並びに経度を表す数字（原則として5桁の数字で分の単位まで表示する。）及び東経を示す記号「E」又は西経を示す記号「W」をこの順に続けて記入する。ただし、緯度及び経度の分の単位がともに0である場合は、分を表す数字「00」の表示を省略する。

- (b) 特定地点からの方位及び距離で表示する場合は、当該地点のAIP等で公示する記号、当該地点からの磁方位（3桁の数字で度により1の位まで表示する。）及び距離（3桁の数字で海里により1の位まで表示する。）をこの順に続けて記入する。
- (c) VFRによる飛行を行う場合であって、著名な都市、湖沼、山岳等又はそれらの地点からの方位及び距離で表示する場合は、当該地点の名称を記入するか又は当該地点の名称並びに当該地点からの真方位（3桁の数字で度により1の位まで表示する。）及び距離（3桁の数字で海里により1の位まで表示する。）をこの順に続けて記入する。
- (d) 民間訓練試験空域において訓練試験飛行等を行う場合は、当該空域名を記入する。

(ウ) 巡航速度等の変更の表示方法

- a 巡航速度又は巡航高度を変更する場合は、当該地点の表示に続けて斜線「/」並びに変更しようとする巡航速度及び巡航高度を記入する。
なお、巡航速度又は巡航高度のいずれか一方を変更する場合であっても両方を記入する。
- b 飛行方式を変更する場合は、当該変更点（巡航速度又は巡航高度の変更を伴うときは、aの規定に従って当該地点に続けて記入した巡航速度及び巡航高度）の次に1字空けて変更しようとする飛行方式を表示する記号「IFR」又は「VFR」を記入する。

(エ) 経路の表示方法

矢印（「→」）の次に、次に定めるところにより必要事項を記入する。

- a 当該経路上に表示地点がない場合
ATS経路を飛行するものについては、AIP等において公示されている当該ATS経路の記号（以下「ATS経路記号」という。）を、ATS経路以外を飛行するものについては、「DCT」の記号を記入する。
- b 当該経路上に表示地点がある場合
 - (a) 出発飛行場から最初の表示地点まで及び最後の表示地点から目的飛行場までATS経路を飛行する場合にあっては当該ATS経路を示すATS経路記号を、ATS経路以外を飛行する場合にあっては「DCT」を記入する。
 - (b) 表示地点間
各表示地点については、飛行する順に地点等の表示を行い、各表示地点間については、当該区間がATS経路である場合にあっては当該ATS

経路記号で、A T S 経路以外である場合にあっては「D C T」で結ぶものとする。

(c) A T S 経路記号及び表示地点等の表示は、それぞれの記号等の間を 1 字空けて記入する。

(d) (a) 及び (b) にかかわらず A T S 経路以外を飛行する場合にあっては、A T S 経路記号に代えて「D C T」の記号を記入する。ただし、国内フライトの場合又は「D C T」の記号によって結ばれる 2 地点の表示がともに緯度及び経度で表示される場合若しくはともに航空保安無線施設からの方位及び距離で表示される場合には、「D C T」の記号の表示を省略することができる。

(オ) 巡航上昇により飛行する場合

「C /」及びそれに続けて巡航上昇開始点を記入し、その後に「/」を前置して巡航上昇の速度を、その後に巡航上昇開始高度及び巡航上昇終了高度を順に記入する。ただし、巡航上昇終了高度を定めない場合は、巡航上昇終了高度に代えて「P L U S」を記入する。

(11) 第 1 6 項 目的飛行場及び所要時間並びに代替目的飛行場

ア 目的飛行場及び所要時間

(ア) 目的飛行場は、その所在地を示す地点略号を記入する。ただし、地点略号の指定がない場合は「Z Z Z Z」を記入し、第 1 8 項の「その他の情報」に「D E S T /」及びそれに続けて飛行場名等を記入する。

(イ) 所要時間は、目的飛行場の次に記入する。

イ 代替目的飛行場

矢印（「→」）の次に、当該代替目的飛行場の所在地を示す地点略号を記入する。ただし、地点略号の指定がない場合は、「Z Z Z Z」を記入し、第 1 8 項の「その他の情報」に「A L T N /」及びそれに続けて飛行場名等を記入する。

(12) 第 1 8 項 その他の情報

次により記入する。

ア 記入する情報がない場合は、「0」を記入する。

イ 情報を記入する場合は、次に掲げる事項のうち該当するものを次表の順序及び記号で記入する。この場合、事項ごとに 1 文字空けるものとし、「/」及び「-」は、次表の記号以外には使用しない。

順序	記 号	順序	記 号	順序	記 号
1	S T S /	9	D O F /	1 7	R A L T /
2	P B N /	1 0	R E G /	1 8	T A L T /
3	N A V /	1 1	E E T /	1 9	R M K /
4	C O M /	1 2	S E L /	2 0	C O D E /
5	D A T /	1 3	T Y P /	2 1	D E L /

6	SUR／	1 4	OPR／	2 2	PER／
7	DEP／	1 5	ORGN／	2 3	RIF／
8	DEST／	1 6	ALTN／		

(ア) 航空交通業務上特別の処理を必要とする事由

航空交通業務上特別の処理を必要とする場合は、「STS／」及びそれに続けて次に掲げる記号のうち該当する記号を記入する。

なお、2つ以上の理由がある場合は、1字空けて記入する。

ALTRV	空域留保に従って運航する飛行
ATFMX	航空交通流管理方式の適用除外承認を受けた飛行
FFR	消火活動のための飛行
FLTCK	飛行点検のための飛行
HAZMAT	危険物を輸送する飛行
HEAD	国家元首が搭乗する飛行
HOSP	医療機関からの要請に基づく飛行
HUM	人道支援のための飛行
MARSA	軍機関が軍用機の間隔設定の責任を有する飛行
MEDEVAC	重篤な救急救命による移動のための飛行
NONRVSM	RVSM適用空域内におけるRVSM非適合機による飛行
SAR	捜索救難業務に従事するための飛行
STATE	自衛隊、軍、税関及び警察の業務に従事するための飛行

注：1 上記以外の理由で、航空交通業務上特別の処理を必要とする場合は、「RMK／」及びそれに続けて() nに規定する機長が航空交通業務に関し必要と認める事項としてその理由を記入する。

2 STS／NONRVSMを記入する場合は、第10項の「無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能並びに当該航空機の能力」に「W」を記入してはならない。また、当該飛行について、航空交通管制センターと調整が完了している場合は、「RMK／」及びそれに続けて「APVD NON RVSM」を記入する。

(イ) RNAV又はRNPの種別

第10項の「無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能並びに当該航空機の能力」に「R」を記入した場合は、「PBN／」及びそれに続けて次に掲げるRNAV又はRNPの記号のうち該当する記号を最大16文字（8項目）以内で記入する。

RNAVの種別

A1	RNAV10（RNP10）
B1	RNAV5 許可されたセンサー全て
B2	RNAV5 GNSS
B3	RNAV5 DME／DME

B 4 RNAV 5 VOR／DME
 B 5 RNAV 5 INS又はIRS
 B 6 RNAV 5 LORAN C
 C 1 RNAV 2 許可されたセンサー全て
 C 2 RNAV 2 GNSS
 C 3 RNAV 2 DME／DME
 C 4 RNAV 2 DME／DME／IRU
 D 1 RNAV 1 許可されたセンサー全て
 D 2 RNAV 1 GNSS
 D 3 RNAV 1 DME／DME
 D 4 RNAV 1 DME／DME／IRU

RNPの種別

L 1 RNP 4
 O 1 Basic RNP 1 許可されたセンサー全て
 O 2 Basic RNP 1 GNSS
 O 3 Basic RNP 1 DME／DME
 O 4 Basic RNP 1 DME／DME／IRU
 S 1 RNP APCH
 S 2 BARO-VNAV有りのRNP APCH
 T 1 RF有りのRNP AR APCH(特別承認が必要)
 T 2 RF無しのRNP AR APCH(特別承認が必要)

注：1 該当する記号が次表の左欄に掲げる記号の場合は、同表の右欄に掲げる記号のみを記入すれば足りる。

該当する記号	記入する記号
B 2、B 3、B 4及びB 5	B 1
C 3及びC 4	C 4
C 2及びC 4	C 1
D 3及びD 4	D 4
D 2及びD 4	D 1
O 3及びO 4	O 4
O 2及びO 4	O 1

- 2 「RNP APCH」に係る記号（S 1、S 2）及び「RNP AR APCH」に係る記号（T 1、T 2）については、それぞれの種別ごとに該当するいずれかの記号を記入すれば足りる。
- 3 注 1 及び注 2 にかかわらず、記入する記号が 16 文字（8 項目）を超える場合は、第 10 項の「無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能並びに当該航空機的能力」に「Z」を記入する

とともに、記入する記号の中から１６文字（８項目）を超える分の記号を当該飛行に関係が少ない順に選択し、「NAV／」及びそれに続けて当該選択した記号を記入する。

(ウ) G N S S 補強の種類

第１０項の「無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能並びに当該航空機的能力」に「G」を記入した場合は、「NAV／」及びそれに続けてG N S S 補強の種類を記入する（２種類以上のG N S S 補強を有する場合は、１字空ける。）。ただし、(イ)注３の記入を行った場合は、「NAV／」を省略し、記入されている項目から１字空け、当該事項を記入する。

(エ) 航行機器

第１０項の「無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能並びに当該航空機的能力」に「Z」を記入した場合は、「NAV／」及びそれに続けて当該航行機器の名称を記入する。ただし、(イ)注３又は(ウ)の記入を行った場合は、「NAV／」を省略し、記入されている項目から１字空け、当該名称を記入する。

(オ) 無線通信機器

第１０項の「無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能並びに当該航空機的能力」に「Z」を記入した場合は、「COM／」及びそれに続けて当該無線通信機器の名称を記入する。

(カ) データリンク機器

第１０項の「無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能並びに当該航空機的能力」に「Z」を記入した場合は、「DAT／」及びそれに続けて当該データリンク機器の名称を記入する。

(キ) 監視機器

第１０項の「無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能並びに当該航空機的能力」に掲げられていない監視機器を搭載している場合は、「SUR／」及びそれに続けて当該監視機器の名称を記入する。

(ク) R S P の種別

R S P が適用可能な場合、「SUR／」及びそれに続けてR S P の種別（２種類以上のR S P の種別を有する場合は１字空ける。）を記入する。ただし、(キ)の記入を行った場合は、「SUR／」を省略し、記入されている項目から１文字空けて記入する。

(ケ) 出発飛行場名

第１３項の「出発飛行場」に「ZZZZ」を記入した場合は、「DEP／」及びそれに続けて次に定めるいずれかの要領により記入する。

a 場外離着陸場の名称、地名等を記入する。

b 船舶については、国際呼出符号又は名称等を記入する。

例１：SHIP AKITSUSHIMA

例 2 : US SHIP

- c 出発地を緯度及び経度で表示する場合は、緯度を表す数字（4桁の数字で分の単位まで表示する。）及び北緯を示す記号「N」又は南緯を示す記号「S」並びに経度を表す数字（5桁の数字で分の単位まで表示する。）及び東経を示す記号「E」又は西経を示す記号「W」を順に記入する。
 - d 出発地を方位及び距離で表示する場合は、特定地点からの磁方位（3桁の数字で度により1の位まで表示する。）及び距離（3桁の数字で海里により1の位まで表示する。）を順に記入する。
 - e 国土交通省の空港事務所へ飛行計画を通報する場合は、出発地を管轄する空港事務所の地点略号の下3桁、ピリオド及びそれらに続けて場外離着陸場名等を記入する。この場合において、場外離着陸場名等に代えて当該出発地の位置を記入するときはc又はdの規定による（方位及び距離で表示するときは、磁方位の前に当該地点のAIP等で公示する記号を加える。）。
- (コ) 目的飛行場名
- 第16項の「目的飛行場」に「ZZZZ」を記入した場合は、「DEST／」及びそれに続けて(ケ)の規定を準用して必要事項を記入する。この場合において、(ケ)中「出発地」とあるのは「目的地」と読み替えるものとする。
- (カ) 出発日
- 移動開始時刻が24時間以降120時間までの間の飛行計画書を提出する場合は、「DOF／」及びそれに続けて出発年月日（年については西暦の下2桁、月及び日についてはそれぞれ2桁で表すこととする。）を記入する。
- (シ) 航空機の国籍記号及び登録記号
- 「REG／」及びそれに続けて登録記号を記入する。
- (ス) 特定地点までの時間
- 「EET／」及びそれに続けて要求された地点又はFIRの境界を示す地点略号及び離陸してからの当該地点に至るまでの時間を記入する。
- (セ) セルコールコード
- 国際フライトを行う航空機又は航空路V71を飛行する航空機は、「SEL／」及びそれに続けて当該航空機のセルコールコードを記入する。
- (リ) 航空機の数及び型式
- 第9項の「航空機の型式」に「ZZZZ」を記入した場合は、次に定めるところにより航空機の数又は型式を記入する。ただし、1機の場合は航空機のことを省略する。
- a 航空機型式略号の指定を受けていない航空機は、「TYP／」及びそれに続けて当該航空機の型式を記入する。
 - b 異なる型式の航空機により編隊飛行を行う場合は、「TYP／」及びそれに続けて航空機の型式ごとに1字空けてその数及び型式を記入する。
- (タ) 航空機宛名

国土交通省航空局から要求される場合については、「CODE／」及びそれに続けて16進数の6桁のアルファニューメリック・コードによる航空機宛名を記入する。

(f) 経路上における遅延又は待機

経路上において遅延又は待機が予想されている場合については、「DLE／」及びそれに続けて遅延又は待機が予想される経路上の特定地点及び遅延時間を記入する。

(g) 運航者略号又は運航者名

a 福岡FIRのみを運航する場合は、「OPR／」及びそれに続けて運航者略号「JF」を記入する。

b 外国FIRを運航する場合は、次の例により記入する。

例：OPR／JF JAPANESE AIR FORCE

注：1 運航者略号は、陸上自衛隊は「JG」、海上自衛隊は「JN」である。

2 民間航空機等については、ICAO3文字略号が登録されている場合は、「OPR／」及びそれに続けて当該略号が記入され、当該略号が登録されていない場合は、「OPR／」及びそれに続けて運航者略号（福岡FIRのみを運航するとき）又は運航者名（外国FIRを運航するとき）が記入される。

(h) 飛行計画に関する問い合わせ先のAFTNアドレス又は連絡先

専用通信回線により通報した飛行計画であって、その通報の発信者のAFTNアドレスが飛行計画に関する問い合わせ先と異なる場合は、「ORGN／」及びそれに続けて飛行計画に関する問い合わせ先のAFTNアドレス又は連絡先を記入する。

(i) 航空機区分

国土交通省から指示されている場合に限り、「PER／」及びそれに続けて航空機区分に該当する記号を記入する。

A 指示対気速度（IAS）が91kt（169km/h）未満の航空機

B IASが91kt（169km/h）以上121kt（224km/h）未満の航空機

C IASが121kt（224km/h）以上141kt（261km/h）未満の航空機

D IASが141kt（261km/h）以上166kt（307km/h）未満の航空機

E IASが166kt（307km/h）以上211kt（391km/h）未満の航空機

H 回転翼航空機

注：航空機区分への飛行機の種類は、滑走路末端通過時の指示対気速度（Vat）により行う。当該指示対気速度は、最大着陸重量での着陸形態における失

速速度 V_{so} の1.3倍又は失速速度 V_{s1g} の1.23倍である。 V_{so} 及び V_{s1g} がともに入手可能な場合にあっては、双方により計算した V_{at} のうち大きい方を使用するものとする。

(ナ) 代替目的飛行場名

第16項の「代替目的飛行場」に「ZZZZ」を記入した場合は、「ALT N／」及びそれに続けて(ケ)の規定を準用して必要事項を記入する。この場合において、(ケ)中「出発地」とあるのは「代替目的地」と読み替えるものとする。

(ニ) 途中経路における代替飛行場名

必要に応じ、「RALT／」及びそれに続けて(ケ)の規定を準用して必要事項を記入する。この場合において、(ケ)中「出発地」とあるのは「途中経路における代替地」と読み替えるものとする。

(ヌ) 離陸代替飛行場名

必要に応じ、「TALT／」及びそれに続けて(ケ)の規定を準用して必要事項を記入する。この場合において、(ケ)中「出発地」とあるのは「離陸代替地」と読み替えるものとする。

(ネ) 再承認

飛行中に再承認の要求を予定している場合については、「RIF／」及びそれに続けて変更後の目的飛行場までの要求しようとしている再承認に係る経路及び当該飛行場を表す地点略号を記入する。ただし、当該経路が未定の場合は、当該経路は省略することができる。

(ノ) その他

「RMK／」及びそれに続けて、飛行目的若しくは国土交通省又は機長が航空交通業務に関し必要と認める次に掲げる事項のうち該当するものを記入する。この場合、各事項ごとに1字空けるとともに区切りが明確になるように記入する。また、記入の順序は問わない。

a 第7項の「航空機識別」で無線呼出符号を7文字以内に省略した場合

「CALL＝」及びそれに続けて当該無線呼出符号を省略しないで記入する。

b 第8項の「飛行の種類」に「G」又は「X」を記入した場合

「MSN＝」及びそれに続けて次に掲げる略号のうち該当する略号を記入する。

なお、当該略号が「PG」又は「PO」の場合は、当該略号の次に1字空けて飛行目的をより詳細に記入する。

- PT 試験飛行
- PF 空輸
- PG 公用
- PO その他

- c 民間訓練試験空域において訓練試験飛行等を行う場合にあっては、「NOTE=CTC=」及びそれに続けて当該民間試験空域のControlling Facility又はCommunication Facilityの呼出名称、周波数及び「ASM=」に続けて航空交通管理センターと調整した調整番号を項目ごとに区切って記入する。

例：NOTE=CTC=TOKYO INFO 135.75 ASM=12345

- d フルストップ（1通の飛行計画により、出発地又は目的地（空港事務所等が所在する空港に限る。）において、航空機が着陸後に滑走路又は滑走路を離脱して停止し、再び離陸するという飛行を同一の空港にて行う飛行形態をいう。）を行う場合は、「FS」及びそれに続けてフルストップ回数（2桁）及び実施する飛行場の地点略号を記入する。

例：FS03RJOA

- e VFRで飛行する場合でTCAアドバイザリーを要求するとき

「TCA=」及びそれに続けて次に定めるところにより記入する。

- (a) 出発飛行場に係るターミナルコントロールエリアにおいてTCAアドバイザリーを要求する場合は、当該エリアにおいてTCAアドバイザリー業務を行う飛行場の地点略号を記入する。

例：TCA=RJNH

- (b) 通過するターミナルコントロールエリア又は目的飛行場に係るターミナルコントロールエリアにおいてTCAアドバイザリーを要求する場合は、当該エリアにおいてTCAアドバイザリー業務を行う飛行場の地点略号及びTCA進入予定時刻を記入する。

例：TCA=RJNH0100

- (c) 複数の異なるターミナルコントロールエリアにおいてTCAアドバイザリーを要求する場合は、当該エリアにおいてTCAアドバイザリー業務を行う飛行場の地点略号及びTCA進入予定時刻を「=」で区切って記入する。

例：TCA=RJNH0100=RJNK0200

- f 管制区管制所の空域において行うVFRによる特殊飛行（測量、調査、フライトチェック等）

当該管制区管制所と事前に調整済みのものは、「VFR=P」を記入する。

- g RVSM適用空域内におけるRVSM非適合機による飛行

航空交通管理センターと調整が完了している場合は、「APVD NON RVSM」を記入する。

- h 到着通報

目的地又は寄港地である予定航路上の飛行場等が民間飛行場等の場合は、到着通報を要求するため「PASS TO ATA ○○○○（地点略号）」

Y X Y X」を記入する。

i タッチ・アンド・ゴー

タッチ・アンド・ゴーを要求する場合は、「T G L」並びにそれに続けて回数及び飛行場名を記入する。

例：T G L 3 T I M E S A T R J T J

j 防空識別圏における飛行

防空識別圏における飛行要領に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第36号以下「訓令」という。）第3条の規定に該当する場合は、次に定めるところにより記入する。

(a) 訓令第3条第1号に該当する場合

「D V F R」を記入する。

(b) 訓令第3条第2号に該当する場合

I 防空識別圏への予定進入地点

緯度（4桁の数字で分の単位まで表示する。）及び経度（5桁の数字で分の単位まで表示する。）を記入する。

II 離陸後防空識別圏に進入するまでの所要時間

時間（予定進入時刻又は離陸後進入までの所要時間を4桁の数字で表示する。）を記入する。

例1：予定進入地点及び予定進入時刻を記入する場合

A D I Z I N 3 8 〇 〇 N 1 3 8 〇 〇 E A T 0 1 0 0

例2：予定進入地点及び離陸後進入までの所要時間を記入する場合

A D I Z I N 3 8 〇 〇 N 1 3 8 〇 〇 E 0 1 0 0 A F T T
K O F

(c) 訓令第3条第3号に該当する場合

「N O P S N R E P」等を記入する。

k V I Pが搭乗する場合

「H R A」及びそれに続けて航空自衛隊における輸送の手続等について（通達）（空幕装第47号52. 10. 31）別冊別表第4に規定するV I P記号を記入する。

l 訓練仮設敵機（F A K E R）の場合

「F A K E R」を記入する。

m 航空機の運航に関する達第66条第3項第1号及び第2号に定める要件を満たして予定経路上の飛行場等に着陸した後に離陸する場合

次の例を基準として「P S G R S T O P」等及びそれに続き、地点略号又は飛行場等名、到着予定時刻、離陸予定時刻、所要時間等を記入するものとし、細部は航空支援集団司令官の定めるところによる。

例：P G S R S T O P A T R J T J E T A 0 2 0 0 E O
B T 0 2 3 0

なお、A I Pに規定する中間寄港地においてパッセンジャー・ストップを行う場合は、A I Pに規定するところによるものとし、これ以外の場合は、飛行計画を分割するものとする。

n その他必要な事項

機長が航空交通業務に関し必要と認める事項がある場合は、当該事項を記入する。

o 気象Tコード

気象幹部が「RMK／」の末尾に記入する。

なお、飛行管理員は、受領した飛行計画書を飛行管理情報処理システム（F A D P）により送信する場合は、気象Tコードの入力を省略するものとする。

(13) 第19項 補足情報

次に掲げる事項のうち該当するものをその順序及び方法で記入又は抹消する。この場合、事項ごとに1字空けるものとする。

ア 燃料搭載量

「E／」の次に燃料搭載量を持続時間（4桁の数字で分の単位まで表示する。）で記入する。

イ 搭乗する総人数

「P／」の次に搭乗する総人数を記入する。ただし、飛行計画書提出時に搭乗する総人数が不明な場合は、「T B N」を記入する。

ウ 航空機用救命無線機等

次に掲げる記号のうち使用することができない航空機用救命無線機等に該当する記号を抹消する。

U 周波数2 4 3．0 M H z のU H F

V 周波数1 2 1．5 M H z のV H F

E 航空機用救命無線機（E L T）

なお、航空機用救命無線機等を搭載していない場合は「U」、「V」及び「E」を抹消する。

エ 救急用具

次に掲げる記号のうち搭載していない救命用具に該当する記号を抹消する。

P 極地用救急用具

D 砂漠用救急用具

M 海上用救急用具

J 密林用救急用具

なお、救命用具を搭載していない場合は「S／」並びに「P」、「D」、「M」及び「J」を抹消する。

オ 救命胴衣

次に掲げる記号のうち搭載していない救命胴衣に該当する記号を抹消する。

- L 灯火付き救命胴衣
- F 蛍光発光染料付き救命胴衣
- U UHF無線機付き救命胴衣
- V VHF無線機付き救命胴衣

なお、救命胴衣を搭載していない場合は「J／」並びに「L」、「F」、「U」及び「V」を抹消する。

カ 救命ボート

「D／」の次に搭載している救命ボートの数を、「→」の次に全収容人員数を、「C→」の次に救命ボートの色を記入する。

なお、救命ボートを搭載していない場合は、「D／」及び「C」を抹消する。

キ 航空機の色及びマーキング

「A／」の次に航空機の色及び主要なマーキングの説明書きを記入する。

ク 備考

「N／」及びそれに続けてその他の搭載救急用具及び救急用具に関する特記事項を記入する。

なお、備考がなければ記入しない。

ケ 機長

「C／」及びそれに続けて機長の氏名を記入する。ただし、次号の「乗組員及び乗客名簿」に機長の氏名を記入した場合は、記入を省略することができる。

(14) 乗組員及び乗客名簿

ア 乗客名簿を別紙として添付する場合は、A t t a c h e d 欄に「レ」を記入する。

イ 人員空輸目録を使用する場合は、S e e P a s s e n g e r M a n i f e s t 欄に「レ」を記入する。

ウ 職務記号は、次に掲げるとおりとする。ただし、技能取得のために搭乗するものについては、当該記号の前にSを付する。

- C 指揮官
- A C 機長
- P 正操縦士
- C P 副操縦士（構造上副操縦士を必要とするものに限る。）
- I P 教官操縦士
- N 航法を主任務とするもの
- R 通信電子を主任務とするもの
- M 整備改造の確認を主任務とするもの
- F 航空写真手及び偵察員
- W 気象観測員
- L M 空中輸送員
- Q 救難降下員

E 機上整備員

X 乗客

エ 前後式複座機の場合は、氏名の次に前席（「F／C」）又は後席（「R／C」）の区分を記入する。

オ 編隊の場合は、次の例により、2番機の機番号、操縦者の資格及び計器飛行証明の種類を記入し、その次に当該機の搭乗に関する事項を記入する。以下同様に編隊内各機ごとにまとめて順次記入する。

例：#2 A／C 72-5836（3-2）

AC YAMADA. M CAPT 2WG

カ 操縦者の資格及び計器飛行証明の種類の表示は、(ア)に掲げる操縦者の資格略号の次にダッシュ（「-」）を付し、(イ)に掲げる計器飛行証明の種類略号を記入する。

(ア) 操縦者の資格略号

1 高級操縦士

2 上級操縦士、上級H操縦士

3 操縦士、H操縦士

(イ) 計器飛行証明の種類略号

1 計器飛行証明（緑）

2 計器飛行証明（白）

3 計器飛行証明を保有しない操縦士

キ 部隊は、所属部隊等名を記入する。

(15) 距離等

ア 距離

出発飛行場から目的飛行場までの距離を記入する。

イ 代替飛行場までの時間

目的飛行場上空から代替飛行場へ着陸するまでに要する予定所要時間（4桁の数字で分の単位まで表示する。）を記入する。

ウ 操縦者確認事項

飛行計画を確実に立案するため、確認した事項の該当欄に「レ」を記入する。

エ 操縦者の資格

操縦者の資格略号及び計器飛行証明の種類略号を第14号カに規定するところにより記入する。

オ 離陸距離

所要離陸滑走距離（各機種に応じた離陸に必要な滑走路長）をフィートの単位で記入する。

3 局地飛行計画書の記入要領

局地飛行計画書の各項の記入要領は、飛行計画書の該当する項の記入要領に準ずる。

3	DESCRIPTION 通報形式	7	AIRCRAFT IDENTIFICATION 航空機識別	8	FLIGHT RULES AND TYPE OF FLIGHT 飛行方式及び飛行の種類
< ≡ (FPL — — > ≡					
9	NUMBER AND TYPE OF AIRCRAFT AND WAKE TURBULENCE CATEGORY 航空機の数及び型式並びに後方乱気流区分			10	EQUIPMENT 無線設備等装備の種類等 COM / NAV / APP SSR /
— — / > ≡					
13	AERODROME OF DEPARTURE AND TIME 出発飛行場及び移動開始時刻				
— > ≡					
15	CRUISING SPEED 巡航速度	LEVEL 巡航高度	ROUTE 経 路		
— →					
< ≡					
16	AERODROME OF DESTINATION AND TIME 目的飛行場及び所要時間		ALTERNATE AERODROME(S) 代替目的飛行場		
— → > ≡					
18	OTHER INFORMATION その他の情報				
— > ≡					
< ≡					
19	SUPPLEMENTARY INFORMATION 補 足 情 報				
ENDURANCE 燃料搭載量 → E/ PERSONS ON BOARD 搭乗する総人数 → P/ EMERGENCY RADIO 航空機用救命無線機 → R/ U V E SURVIVAL EQUIPMENT 救急用具 → S / P D M J JACKET 救命胴衣 → J / L F U V					
DINGHIES 救命ボート → D/ NUMBER CAPACITY COVER COLOR AIRCRAFT COLOR AND MARKING 航空機の色及びマーキング → A/ REMARKS その他 → N/ P. IN C. 機長 → C/					
) < ≡					

上

飛行気象予報紙の記入要領等

1 記入要領

- (1) 日付及び時刻の記入要領は、飛行計画書の記入要領に準ずる。
- (2) スルー・フライト・プランの場合は、各目的地の到着予定時刻（E T A）を該当欄に併記する。
- (3) 出発地の気象状態が、着陸の最低気象条件未満の場合は、管制機関の管轄空域内の機長（編隊飛行を命じられた場合は、編隊長とする。以下同じ。）が指定する緊急時の代替飛行場名及びその気象予報を飛行場予報の備考欄に記入する。

2 その他

- (1) 機長は、飛行気象予報紙の運航諸元欄に所要事項を記入し、航空機の運航に関する達第 7 2 条第 1 項の規定による飛行計画書の提示に併せて出発地の気象隊に提出する。
- (2) 航空機の運航に関する達第 7 2 条第 1 項の規定により機長が交付を受ける飛行気象予報紙は、正本 1 部及び副本 1 部とする。
- (3) 機長は、飛行気象予報紙の正本を出発地の飛行場勤務隊に、副本を到着地の気象隊に提出する。